

指定小規模多機能型居宅介護事業
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業)

重要事項説明書

社会福祉法人 昌明福祉会
小規模多機能型居宅介護 結

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護サービス)

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条(準用)第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 昌明福祉会
主たる事務所の所在地	名古屋市港区寛政町6丁目10番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	水谷 昌明
電話番号	052-381-4122

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 結
指定事業者番号	2391100092号
所在地	名古屋市港区寛政町6丁目25番地
管理者	白木 文美
電話番号	052-381-0048
ファクシミリ番号	052-381-0084
営業日	365日
営業時間(訪問サービス)	24時間(基本時間)
同(通いサービス)	10時～16時(基本時間)
同(宿泊サービス)	18時～翌朝9時(基本時間)
	※ 緊急時及び必要時においては柔軟に対応します。 ※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。
通常の実施地域	名古屋市港区全域
登録定員	29人 ※当事業所は、原則として利用申込に応じ
一日の利用定員(通いサービス)	18人 ますが、ご登録をいただいている場合で
一日の利用定員(宿泊サービス)	9人 あっても利用定員を超過する場合には、 通いサービス、または宿泊サービスの提供 ができない日がある場合がありますので、 ご了承ください。

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>利用者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、施設内または在宅において必要な日常生活上の世話及び機能訓練の介護その他必要な援助を行うことを目的とします。</p>
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所で提供するサービスは、介護保険法、同法に係る厚生労働省令及び告示等の趣旨及び内容に沿ったものとします。利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 2. 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。 3. 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。 4. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 ・介護福祉士 	1人	常勤1名 ・9時～18時
介護従業者及び介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員養成研修2級課程を修了した者 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 	人 1名 7名 1名	常勤3名程度、非常勤16名程度 ・7時～17時 ・9時～18時 ・9時～12時 ・9時～16時 ・11時～20時 ・16時～9時 ・18時～9時
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師 	1人	非常勤1名 ・9時～18時

5 サービスの概要

サービスの種類	内容・標準的な手順
小規模多機能型居宅介護サービス	利用者の様態や希望に応じて以下のサービス区分について、家庭的な環境と地域住民との交流の下で提供し、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を行うことができるようにします。
ア 通いサービス ◎ 持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が事業所に通い、利用者の日常生活動作や意欲向上のため、利用者と共にを行う自立支援サービスです。 ◎食事：食事の提供及び食事の介助をします。食事は食堂で摂っていただくよう配慮します。台所でご契約者が調理することができます。 ◎排泄：利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ◎入浴：利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助をします。 ◎機能訓練：利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 ◎健康チェック：血圧・体温測定、利用者の健康状態の把握に努めます。 ◎送迎：利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル、タオル、着替え、室内履き（靴等） ・紙パンツ、尿取りパット、紙おむつ
イ 訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の介護従業者が利用者宅を訪問し、利用者の日常生活動作能力や意欲向上のため、利用者と共にを行う自立支援のためのサービスです。 ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。 ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療行為 ② ご契約者若しくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受 ③ 飲酒及びご契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙 ④ ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ⑥ その他契約者若しくはその家族に行う迷惑行為
ウ 宿泊サービス ◎ 持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。 <ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル、タオル、着替え（肌着） ・寝間着、普段着、靴下、室内履き（靴等） ・紙パンツ、パット、紙おむつ

相談・助言等	<p>・利用者やその家族等の日常生活における介護等に関する相談及び助言、利用者が日常生活を行う上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行います。</p>
利用中止、変更、追加	<p>① 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。</p> <p>② 当事業所は、原則として利用申し込みに応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービスまたは宿泊サービスの提供ができない日がある場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。</p> <p>③ 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービス実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。</p> <p>④ 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービス利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。但し、介護保険の対象とならない（自己負担分）サービスについては、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。</p>

6 小規模多機能型居宅介護計画

(1) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で、小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上、交付します。

(2) サービス提供に関する記録について

サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。複写の交付については、実費をご負担いただきます。（1枚につき30円）

7 居宅サービス計画の作成等

事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービスを提供するために、利用者の解決すべき課題の把握やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上、交付します。

8 サービス利用料金

通い、訪問、宿泊（介護費用分）をすべて含んだ一月単位の包括費用の額。

◎利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

月ごとの包括料金です。ご利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合や、月途中で契約が終了となった場合も日割りでの割引はいたしません。

月途中から登録した場合、登録した期間に応じて日割り料金を請求させていただきます。なお、この場合の「登録日」とは、以下の日を指します。

☆「登録日」・・・ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。

小規模多機能居宅介護費

① 基本のご利用料金（1ヶ月ご利用分）・同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合
介護保険料の自己負担分（令和6年4月1日より改定） 地域単価1単位 10.83円

以下は、介護度別の基本単位数に対する料金となり、加算に対する料金は別途となります。

要支援1	3,737円	要介護2	16,646円
要支援2	7,551円	要介護3	25,298円
要介護1	11,326円	要介護4	26,726円
		要介護5	29,468円

小規模多機能居宅介護費

②基本のご利用料金（1ヶ月ご利用分）・同一建物居住者に対して行う場合
介護保険料の自己負担分（令和6年4月1日より改定） 地域単価1単位 10.83円

以下は、介護度別の基本単位数に対する料金となり、加算に対する料金は別途となります。

要支援1	3,367円	要介護2	14,999円
要支援2	6,803円	要介護3	21,816円
要介護1	10,206円	要介護4	24,079円
		要介護5	26,551円

② 短期利用居宅介護費（1日につき）

介護保険料の自己負担分（令和6年4月1日より改定） 地域単価1単位 10.83円

以下は、介護度別の基本単位数に対する料金となり、加算に対する料金は別途となります。

要支援1	460円	要介護度2	694円
要支援2	575円	要介護度3	768円
要介護度1	620円	要介護度4	842円
		要介護度5	913円

※初期加算

- 算定要件等：小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して、30日以内の期間については、初期加算として1日33円の利用者負担があります。

※認知症加算

- 算定要件等：認知症ケアに関する専門的研修終了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価。要支援1・2の方への算定はありません。

①加算Ⅰ（920単位）

認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体で認知症ケアの指導等を実施。

②加算Ⅱ（890単位）

認知症介護実践リーダー研修棟修了者を配置し、認知症高齢者の日常自立度Ⅲ以上者に対して、専門的な認知症ケアを実践した場合。

③加算Ⅲ（760単位）

日常生活に支障をきたす恐れのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、またはM）。

④加算Ⅳ（460単位）

要介護2の方で周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ）。

※看護職員配置加算

- 算定要件等：小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置している場合の加算。要支援1・2の方に算定はありません。

①加算Ⅰ（900単位）

専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置する。

②加算Ⅱ（700単位）

専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置する。

③加算Ⅲ（480単位）

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。

※サービス提供体制強化加算

- 算定要件等：サービスの質の向上や職員のキャリアアップを目的とした加算。

①加算Ⅰ（750単位/月）

介護福祉士が70%以上または勤続10年以上介護福祉士25%以上のいずれかに該当。

②加算Ⅱ（640単位/月）

介護福祉士50%以上。

③加算Ⅲ（350単位/月）

介護福祉士40%以上または常勤職員60%以上又は勤続7年以上の者が30%以上のいずれかに該当。

※訪問体制強化加算（1000 単位/月）

- 算定要件等：自宅への訪問回数がご利用者全体で月 200 回以上行っている時の加算。
算定されない月もあります。要支援 1・2 の方への算定はありません。

※生産性向上推進体制加算

- 算定要件等：厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、利用者に対して介護を行った場合の加算。

①加算 I（100 単位）

以下の項目の機器をすべて使用し、データ等により業務改善の取組による成果を確認する。

- (i) 利用者全員に見守り機器を使用
- (ii) 職員全員がインカム等の ICT を使用
- (iii) 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する ICT を使用

②加算 II（10 単位）

以下の項目の機器のうち 1 つ以上を使用し、データ等により業務改善の取組による成果を確認する。

- (i) 利用者 1 名以上に見守り機器を使用
- (ii) 職員全員がインカム等の ICT を使用
- (iii) 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する ICT を使用

※科学的介護推進体制加算（40 単位/月）

- 算定要件等：自立支援・重度化防止の観点から、ご利用者様の状態を介護保険データベースに取り込み、効果的なサービスの展開に繋げていく取り組みについての加算。

※口腔・栄養スクリーニング加算（20 単位/6 か月）

- 算定要件等：6 か月ごとに、ご利用者の方の口腔の健康状態及び栄養状態を評価。

※福祉・介護職員処遇改善加算

- 算定要件等：構成労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等の加算。

①加算 I 1 か月合計単位数の 1000 分の 149

②加算 II 1 か月合計単位数の 1000 分の 146

③加算 III 1 か月合計単位数の 1000 分の 134

④加算 IV 1 か月合計単位数の 1000 分の 106

※認知症行動・心理症状緊急対応加算（200 単位/日） 7 日または 14 日間のみ

- 算定要件等：認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難となり、緊急に短期利用居宅介護を利用された方への加算。

※総合マネジメント体制強化加算

- 算定要件等：地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを推進していく。

- ・日常的に地域住民等の相談に対応する体制の確保
- ・必要に応じて多様な生活支援のサービスの作成

①総合マネジメント体制強化加算Ⅰ（1200単位）

②総合マネジメント体制強化加算Ⅱ（800単位）

※生活機能向上連携加算

①生活機能向上連携加算Ⅰ（100単位/月）

- 算定要件等：

- ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している。事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更すること）。
- ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと。

②生活機能向上連携加算Ⅱ（200単位/月）

- 算定要件等：

- ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと
- ・介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること。初回の属する月以降3月の間加算する。ただし、（Ⅰ）を算定している場合算定しない。

※若年性認知症利用者受入加算

- 算定要件：受け入れた若年性認知症利用ごとに個別の担当者を定めること。

①小規模多機能型居宅介護（800単位/月）

②介護予防小規模多機能型居宅介護（450単位/月）

※名古屋市独自報酬

①安否確認に関する取り組み（200単位/月）（対象者のみ）

通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも実施していない日において、電話による安否確認を個別に実施し、在宅での生活の支援を行うこと。

②アンケート調査によるサービス改善への取り組み（200単位/月）

算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査の実施または名古屋市介護サービス事業者連絡研究所が実施する、「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」に参加し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うと共にその結果を公表する。また、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場を2月に1回以上設け、その内容を運営推進会議に報告していること。

③地域住民との交流に関する取り組み（200単位/月）

月に1回以上、地域住民も参加する行事を開催。地域の住民も気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みが設けられ、利用者と地域住民の交流が図られている場合に算定。

④地域生活を支援する体制への取り組み（200単位/月）

介護相談窓口の設置、「こども110番の家」の登録を行い、地域生活を支援する取り組みを行っている施設への加算。

⑤栄養指導・機能訓練・口腔機能ケア等への取り組み（200単位/月）

栄養士、昨日訓練指導員又は歯科衛生士のいずれかの職員を配置し、栄養ケア計画、個別機能訓練計画又は口腔機能改善管理指導計画のいずれかの計画を作成した上で、利用者に対して必要な指導等を行う事への加算。

その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者負担になります。

ア) 宿泊の提供に要する費用：1泊3,500円

イ) 食事の提供に要する費用：朝食 400円

昼食 600円（おやつ代含む）

夕食 550円

※利用者の都合により、サービスを中止する申し出があり、食事の提供をする予定であった場合又は宿泊を利用する予定であった場合には、その提供を受ける予定であった食事及び宿泊に要する費用の1割をキャンセル料として頂きます。

※利用者の様態の急変等必要かつやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は請求致しません。

ウ) おむつ代：1回150円

エ) 洗濯代金：1回250円

オ) レクリエーション等：材料代等の実費

カ) 日常生活上必要なものであって、負担して頂く事が適当と認められるもの：実費

キ) 通常の事業の実施地域を超えて行う通いサービスの送迎に要した費用

事業の実施地域以外の区間で1キロ当たり20円

ク) 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスの要した交通費

事業の実施地域以外の区間での公共交通機関利用実費

なお、自動車を使用した場合は1キロ当たり20円

ケ) 事業所の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を請求します。

コ) お尻拭き1袋216円

※前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族等に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得ます。

利用料金のお支払

利用料の支払いは指定期日に指定口座から引き落としされます。

9 個人情報保護

事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際についても第三者への漏洩を防止するものとします。

10 秘密の保持

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持及び従業員に対する秘密の保持について
事業所及び事業所の従業員は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(2) 従業員に対する秘密保持について
就業規則にて従業員は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。

11 苦情処理の体制

苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況の検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

苦情または相談については、事業所として苦情相談の内容、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取組を行います。

ご利用者相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	052-381-0048
		面接	随時
	担当者	管理者	白木 文美
愛知県運営適正委員会 (愛知県社会福祉協議会内)	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	052-212-5515
		面接	随時
名古屋市港区西部いきいき支援センター	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	電話		052-381-3260
	面接		随時
名古屋市港区東部いきいき支援センター	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	電話		052-651-0568
	面接		随時
名古屋市港区役所介護保険課	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	052-654-9709
		面接	随時
名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	052-972-2592
		面接	随時
愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	052-971-4165

12 第三者評価の実施状況

実施の有無	実施あり
実施した直近年月日	令和5年9月1日
実施評価機関の名称	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
評価結果の開示状況	NAGOYAかいごネットにより開示

13 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに行います。

事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

14 緊急時の対応方法

小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡をし、必要な措置を速やかに講じます。

また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。病状等の状況によっては、事業所の判断により、救急車による搬送を要請することがあります。

利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	社会福祉法人 昌明福社会 水谷医院
	院長名	水谷 秀子
	所在地	名古屋市港区土古町2丁目21-8
	電話番号	052-381-4122
	診療科	内科・小児科・眼科
	入院設備	なし
協力歯科医院 2022年1月より	歯科医院の名前	おはよう歯科
	院長名	富田 大一
	所在地	名古屋市港区南十一番町3-5-2 グランドハイツ南十一番町
	電話番号	052-355-9988
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

15 衛生管理について

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めます。また、空調設備により適温の確保に努めます。従業者の健康管理を徹底し、従業者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っていきます。

16 非常災害対策

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

また、避難訓練を年2回、ご利用者も参加して行います。

17 身体拘束等について

(1) 身体拘束等の禁止

事業所は、当該施設利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。

- ① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 身体拘束等を行う以外に代替える介護方法がないこと
- ③ 身体拘束等が一時的であること

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

(4) 身体拘束の記録

身体拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

(5) 再検討

身体拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

18 運営推進会議の概要

(1) 運営推進会議の目的

小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。

より地域に開かれた事業所を目指します。

(2) 委員の構成

結正職員、利用者のご家族、町内会長、民生委員、いきいき支援センター職員等の中から選任します。

(3) 開催時期

おおむね2ヶ月に1回以上とします。

19 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

20 サービス利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出て下さい。
食 事	食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴サービスの利用は任意です。
訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為 ・ 利用者の家族に対する訪問介護サービス ・ 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 ・ 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 ・ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ・ 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用下さい。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

迷惑行為等	他のご利用者様や職員に対する暴力行為や威嚇行為や迷惑行為などが認められた場合は、契約を終了させていただく事もあります。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙は、ご遠慮下さい。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理はできません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

21 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱い	「個人情報に関する基本方針(別紙1)」 「個人情報の利用目的(別紙2)」に基づき、ご利用者およびご家族にとって、必要と思われる場面で、適切に取り扱いさせていただきます。
-----------	--

重要事項説明書の説明年月日
令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人 昌明福祉会
小規模多機能型居宅介護 結

所在地 名古屋市港区寛政町6丁目25番地
電話 052-381-0048

管理者 白木 文美 印

説明者 印

同意書

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始、及び個人情報の使用について同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 様 _____ 印

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____ 様 _____ 印

利用者との関係 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 様 _____ 印

利用者との関係 _____